

令和5年度
飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会
設立総会 議案書

令和5年4月

飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会 設立総会 次第

1 開会

2 あいさつ

3 仮議長選出

4 議事

議案 1 規約（案）、経理規定（案）について・・・・・・・・・・ P 1

議案 2 役員を選出について・・・・・・・・・・ P 9

議案 3 令和5年度 事業計画（案）について・・・・・・・・・・ P 11

議案 4 収支予算案（案）について・・・・・・・・・・ P 13

議案 5 要綱（案）について・・・・・・・・・・ P 15

5 その他

6 閉会

参考資料

議案1 規約（案）、経理規定（案）について

福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、福岡市における猫の過剰繁殖による問題解決のため、不妊去勢手術の推進に関する事業等を行うことで、地域の生活環境の保全並びに猫の殺処分頭数の減少を図り、「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現することを目的とする。

（構成）

第3条 この協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

（委員）

第4条 委員は、各構成団体により選出された者とする。

（役員）

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。
 - 3 副会長は会長を補佐する。
 - 4 会長、副会長、監事は委員の互選とし、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
 - 5 役員が任期中に退任した場合、後任者がその職務を行う。

（会議）

第6条 この協議会の会議として、総会を開催する。

- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項等を協議、決定する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び報告
 - (3) 規約の改正及び廃止
 - (4) その他業務の運営上特に重要な事項

4 総会は、委員の半数以上の出席で成立し、議事はその過半数の賛同を持って決定する。ただし、開催が困難な場合は、持ち回りの会議を開き、会議事項を決定することができる。

(事業)

第7条 この協議会は次に定める事業を行う。

- (1) 飼い主のいない猫の繁殖制限に関する支援
- (2) 問題のある多頭飼育者が飼育する猫の繁殖制限に関する支援
- (3) 飼い主のいない猫の適正管理に関する指導、助言
- (4) 多頭飼育の猫の適正飼育に関する指導、助言
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課に置く。

2 協議会の庶務は事務局において処理する。

(経費)

第9条 協議会の経費は、福岡市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の事業運営に必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第3条関係）

構成団体

福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会 経理規程（案）

（趣旨）

第1条 福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会（以下「協議会」という。）の経理に関する事務の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

（事務局）

第2条 事務局は、協議会の予算、決算及び経理に関する事務を行うものとする。

（経理責任者）

第3条 経理に関する事務を行うため、事務局に経理責任者、経理主任者及び事務取扱者を置く。

2 経理責任者は事務局長（福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課長）とし、事務取扱者は経理責任者が指名する。

3 経理責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 団体の予算及び決算に関すること。
- (2) 出納の決定に関すること。
- (3) 金銭、物品その他の資産の管理状況の確認に関すること。
- (4) 経理主任者及び事務取扱者に対する監督に関すること。
- (5) 事故防止に関すること。

4 経理主任者（福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護管理係長）は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 経理責任者の補佐に関すること。
- (2) 事務取扱者に対する監督に関すること。

5 事務取扱者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 出納に関すること。
- (2) 金銭、物品その他の資産の管理に関すること。
- (3) 金銭、物品その他の資産の出納状況に関する経理責任者への報告に関すること。
- (4) その他必要な事務に関すること。

（帳簿等）

第4条 経理責任者は、収入支出経理簿を整備する。

（予算）

第5条 予算は、会計年度ごとに編成し、総会に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、総会の承認を受ける前に、やむを得ず総会の開催経費などの予算を執行する必要があるときは、会長（又は事務局長）の承認を得た上で必要最小限の範囲において執行しなければならない。

2 やむを得ない理由により、当初の予算額を増額又は減額する必要がある場合は、総会の承認を受けなければならない。また、予算を流用する必要がある場合は、書面により

その決定を行わなければならない。

3 経理責任者は、予算の執行状況等を予算整理簿にて管理しなければならない。

(決算)

第6条 収支決算書は、会計年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 物品出納簿及び備品管理台帳についても、監事による監査を受けなければならない。

(収入)

第7条 経理責任者は、協議会に収入があるときは、収入伺を作成し、預金通帳その他により入金額を確認の上、収入支出経理簿に記帳しなければならない。

2 収入を現金で受領した場合は、速やかに預金口座に入金しなければならない。

(支出)

第8条 経理責任者は、支出の決定を行うときは、支出の原因となるべき契約その他の行為を確認の上、支出伺を作成しなければならない。

2 経理責任者は、支払いを行うときは、請求書その他により支払金額を確認の上、支出伺を作成しなければならない。

3 支払いは、原則として、口座振込により行わなければならない。ただし、小口払の場合は現金により、相手方から現金、小切手、郵便振替等による支払いの依頼を受けた場合は当該方法により支払うことができる。

4 資金前渡又は概算払により支払いを行う場合は、速やかに領収書又はこれにかわる証拠書類を添付して精算しなければならない。

5 前項の精算に際して、残金があるときは、精算と同時に返納しなければならない。

6 やむを得ない理由により立替払を行う必要が生じた場合は、その旨を口頭で経理責任者に報告し、その承認を受けなければならない。

7 経理責任者は、支払いを終えたときは、預金通帳その他により支払金額を確認の上、収入支出経理簿に記帳しなければならない。

(契約)

第9条 契約をする場合は、「福岡市契約事務規則」「福岡市契約事務取扱規程」に準じた取り扱いをするものとし、1件10万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴しなければならない。ただし、契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるものについては、この限りではない。

(現金の管理)

第10条 現金については、経理責任者の指定する金融機関に預金しなければならない。

ただし、特段の事情があるときは、経理責任者の決裁を経て、事務局において現金を保管することができる。

- 2 前項ただし書により事務局において現金で保管する場合は、保管金額及び保管期間を必要最小限にとどめ、かつ、所定の金庫に保管するなど事故防止に万全を期さなければならない。
- 3 預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行登録印及び金庫の鍵は経理責任者が別に保管するなど、適正に保管しなければならない。

(文書の保存期間)

第11条 出納関係文書の保存期間は、5年とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

議案 2 役員を選出について

役 職	役員名	選出団体
会 長		
副会長		
監 事		
監 事		

議案3 令和5年度 事業計画（案）について

1 事業計画（案）

福岡市では犬猫の殺処分ゼロを目指し、様々な施策に取り組んでいるところであるが、現在も年間400頭以上の犬猫が収容され、100頭以上が殺処分となっており、その大半を野良猫が産んだ子猫や多頭飼育崩壊に陥った飼い主から引き取った猫が占める状態が続いている。

このような状況を踏まえ、本協議会では、猫の収容及び殺処分頭数の削減を図るため、関係機関との連携の下、野良猫及び多頭飼育の猫の不妊去勢手術を推進していくこととする。

なお、令和5年度は試行的実施とし、協議会において課題の抽出、改善を行い、令和6年度から本格的に実施していく。

(1) 飼い主のいない猫の繁殖制限に関する支援

飼い主のいない猫の過剰繁殖を抑制するため、不妊去勢手術の支援を行う。また、必要に応じ、不妊去勢手術実施時の猫の捕獲や動物病院への運搬等のサポートを行う。

(2) 問題のある多頭飼育者が飼育する猫の繁殖制限に関する支援

社会問題となっている多頭飼育崩壊を防止するため、多頭飼育により飼い主の生活および周辺環境に支障が生じているなど問題のある多頭飼育者が飼育する猫の不妊去勢手術の支援を行う。

(3) 飼い主のいない猫の適正管理に関する指導、助言

飼い主のいない猫についての苦情発生を抑制するため、不妊去勢手術実施後に飼い主のいない猫に給餌等を行う場合に必要な適正管理に関する指導・助言等を行う。

(4) 多頭飼育の犬猫の適正飼育に関する指導、助言

再発を防止するとともに、飼い主及び動物の福祉の観点から、適正飼育に関する指導・助言等を行う。

議案4 収支予算案(案)について

1 収入の部

(単位：円)

費目	予算額	備考
福岡市負担金	8,700,000	
雑収入	0	
合計	8,700,000	

2 支出の部

(単位：円)

費目	予算額	備考
手術支援事業費 (野良猫)	6,625,000	16,000円×250頭 10,500円×250頭
手術支援事業費 (多頭飼育)	1,325,000	16,000円×50頭 10,500円×50頭
事務費	750,000	振込手数料等
合計	8,700,000	

議案5 要綱（案）について

飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地域における飼い主のいない猫や多頭飼育問題が生じている飼い主が所有する猫の繁殖を抑制するために、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会（以下、「協議会」という。）が指定する福岡市内の動物病院（以下、「協力動物病院」という。）で不妊去勢手術を実施する際に、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息する特定の飼い主がいない猫をいう。
- (2) 多頭飼育問題 複数の猫を飼育している中で、適切な飼育管理ができず、「飼い主の生活状況の悪化」、「猫の状態の悪化」、「周辺的生活環境の悪化」といった影響が生じている状況をいう。
- (3) 協力動物病院 本要綱の趣旨を理解のうえ、参加同意書（様式第1号）を協議会に対し提出した動物病院をいう。
- (4) 不妊手術 メス猫の生殖を不能にする手術をいう。
- (5) 去勢手術 オス猫の生殖を不能にする手術をいう。

（対象者）

第3条 不妊去勢手術支援を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 飼い主のいない猫に関する苦情が発生している地域の住民（自治会等の長を含む）
- (2) 多頭飼育問題が生じている飼い主
- (3) その他協議会が必要であると認める者

（申請）

第4条 不妊去勢手術支援を希望する者は、申請書（様式第2号）に猫の一覧（別記1）及び誓約書（別記2）を添えて、協議会に申請しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による申請があったときは、聞取りや現地確認等により支援の可否を決定し、支援が必要と判断した場合、不妊去勢手術依頼書兼完了届（様式第3号 以下、「手術チケット」という。）を交付するものとする。

（日時の調整等）

第5条 前条第2項の規定により手術チケットの交付を受けた申請者は、手術チケットに記載の手術実施期限までに不妊去勢手術が完了するように、協力動物病院と適宜調整のうえ手術を実施する日時を決定するものとする。

（猫の保護及び搬入）

第6条 申請者は、手術対象の猫を保護し、指定された日時に協力動物病院に搬入するものとする。

2 申請者は、手術対象の猫の搬入時に、協力動物病院に対し協議会から交付された手術チケットを提出するものとする。

3 申請者は、手術対象の猫を保護できず、指定された日時に協力動物病院に搬入することができない場合は、速やかに協力動物病院に連絡するものとする。

4 前項の場合において、申請者は、手術チケットに記載の手術実施期限までに不妊去勢手術が完了するように協力動物病院と再調整を行うものとする。

（不妊去勢手術の実施）

第7条 協力動物病院は、手術チケットを受領後、不妊去勢手術を実施するものとする。

2 不妊去勢手術が終了したときは、再手術等を防止するために、不妊手術の場合は左耳の先端を、去勢手術の場合は右耳の先端をV字型に切除するものとする。

3 麻酔後に手術対象の猫が手術済みであることが判明した場合、前項に定める処置のみを行うものとする。

4 前3項に要した費用は、協議会が負担するものとし、申請者は費用を負担しないものとする。

（猫の引取り）

第8条 申請者は、不妊去勢手術の終了後、協力動物病院が指定する日時に協力動物病院から手術対象の猫を引き取らなければならない。

(実績報告等)

第9条 協力動物病院は、手術チケットに必要事項を記入のうえ善良に保管し、別表Iに定める期間ごとに協議会に対し提出するものとする。

(支払い)

第10条 協議会は、前条により提出を受けた実績をもとに、第7条第4項に定めるとおり、協力動物病院に対し次の各号に掲げる額を支払うものとする。

(1) 不妊手術 1件につき 16,000円

(2) 去勢手術 1件につき 10,500円

2 協議会は、前項の支払いを別表Iに定める期日までに、協力動物病院が指定する口座に支払うものとする。

(申請者の遵守事項)

第11条 申請者は、手術チケットを利用して不妊去勢手術を実施する場合、他の者から、その対価として金銭や物品等を受け取らないこと。

2 第3条第1号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努めること

(2) 手術後の猫を解放する場合、元の生息場所付近の安全な場所で行うこと。

(3) 前号で解放した猫に給餌および給水等を行う場合、近隣住民の理解を得るように努めるとともに、適切な餌の管理や糞尿処理を行うこと。

3 第3条第2号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努め、飼育頭数の減少を図ること。

(2) 手術後の猫は、屋内飼育に努め、周辺へ迷惑が及ばないよう適正な管理を行うこと。

(支援実施後の報告等)

第12条 協議会は、申請者に対し、手術後の猫の生息状況や飼育状況等について、聞き取りまたは報告を求めることができる。

2 申請者は、協議会から前項の求めがあった場合、適宜協力しなければならない。

(不妊手術実施決定の取り消し等)

第13条 偽りその他不正の方法により不妊去勢手術の申請を行った場合、又は当要綱(当要綱で規定する様式等含む)の規定に従わずに不妊去勢手術の実施が認められた時は、協議会は、交付したチケットの回収、又は既に行われた不妊去勢手術に係る費用を申請者に対し請求することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項については別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、〇〇から施行する。

【別表 1】

支払い対象期間	協議会への報告期間	支払期限
4月から6月実施分	7月1日から7月31日迄	8月末日
7月から9月実施分	10月1日から10月31日迄	11月末日
10月から12月実施分	1月1日から1月31日迄	2月末日
1月から3月実施分	4月1日から4月30日迄	5月末日

(様式第1号)

年 月 日

参加同意書

(宛先) 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会会長

住 所

氏 名

飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱に基づく不妊去勢手術について、以下のとおり協力動物病院として参加することに同意します。

○動物病院名

○動物病院住所

○手術予約時の連絡先

■振込先

金融機関名		支店名 (支店番号)						
預金種目	普通・当座	口座番号						
口座名義	(フリガナ)							

【参考】月間手術受け入れ可能頭数： 頭/月

※可能頭数を超え、手術対応できない場合は、相談者に対しその旨説明し、他の協力動物病院に連絡するようご案内ください。

(様式第2号)

年 月 日

申請書

(宛先) 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会会長

住所

氏名

電話番号

下記のとおり猫の不妊去勢手術を実施したいので飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱第4条に基づき、別紙を添えて申請します。

記

1 手術を希望する理由

- 地域に生息する特定の飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため
- 飼い猫について、要綱第2条第2号に定義する多頭飼育問題が生じているため

2 手術対象となる猫の一覧

別記1のとおり

3 手術対象となる猫の保護及び協力動物病院への搬送

- 保護及び搬送について、申請者自身で実施可能です
- 保護及び搬送について、他者の協力を必要とするため、協議会およびその関係者間で申請内容を共有することに同意します

4 誓約書

別記2のとおり

(別記 1)

手術対象となる猫の一覧

番号	生息場所	性別	毛色	年齢	備考
1		オス・メス 不明		カ月 才	
2		オス・メス 不明		カ月 才	
3		オス・メス 不明		カ月 才	
4		オス・メス 不明		カ月 才	
5		オス・メス 不明		カ月 才	
6		オス・メス 不明		カ月 才	
7		オス・メス 不明		カ月 才	
8		オス・メス 不明		カ月 才	
9		オス・メス 不明		カ月 才	
10		オス・メス 不明		カ月 才	

※一回の申請につき、10頭が上限となります。

※手術対象の猫が10頭以上いる場合、今回申請した10頭全ての不妊去勢手術が終了すれば、再申請が可能となります。

(別記 2)

誓約書

私は、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱第 4 条に基づく申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 申請した猫は、福岡市内に生息する猫であること。
- 2 飼い主のいない猫の保護にあたっては、飼い猫を誤って保護することがないように注意喚起するため、掲示、回覧等の方法により、あらかじめ周辺住民へ周知をすること。
- 3 飼い猫を誤って不妊去勢手術してしまった場合等、手術の実施に関して発生した責任問題等については、自らの責任をもって飼い主等との間で解決すること。
- 4 猫の健康状態によっては手術ができない場合があることを了承していること。
- 5 手術中又は術前術後に当該猫が死に至る等の不測の事態が生じうることを了承し、協議会および協力動物病院に対し責任を問わないこと。
- 6 当該猫の不妊去勢手術が終了したことが外見から判断できるよう、手術と同時に右耳もしくは左耳の先端をV字型に切除することについて了承していること。
- 7 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱第 11 条の事項を遵守すること。
- 8 不妊去勢手術の終了後、協議会から当該猫の生息の状況等について報告等を求められた場合、適宜協力すること。
- 9 当事業における不妊去勢手術の権利を他人に譲渡等行わないこと。

年 月 日

住 所

氏 名

〈参考〉 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱(抜粋)

(申請者の遵守事項)

第11条 申請者は、手術チケットを利用して不妊去勢手術を実施する場合、他の者から、その対価として金銭や物品等を受け取らないこと。

2 第3条第1号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努めること

(2) 手術後の猫を解放する場合、元の生息場所付近の安全な場所で行うこと。

(3) 前号で解放した猫に給餌および給水等を行う場合、近隣住民の理解を得るように努めるとともに、適切な餌の管理や糞尿処理を行うこと。

3 第3条第2号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努め、飼育頭数の減少を図ること。

(2) 手術後の猫は、屋内飼育に努め、周辺へ迷惑が及ばないよう適正な管理を行うこと。

不妊去勢手術依頼書兼完了届

No.

【宛先】協力動物病院院長

裏面記載の注意事項を確認し、全てに同意の上で「飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業」における、猫の不妊去勢手術を依頼します。

依頼日： 年 月 日

(申請者情報)

住所			
氏名		電話番号	

(手術対象猫の情報)

生息場所		性別	
毛色		年齢	

手術実施期限	まで
--------	----

以下、協力動物病院記入欄

【宛先】飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会会長

下記のとおり、「飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業」における猫の施術を実施しました。

施術内容	<input type="checkbox"/> メス不妊手術+耳先カット	<input type="checkbox"/> メス耳先カットのみ	<input type="checkbox"/> 施術不能
	<input type="checkbox"/> オス去勢手術+耳先カット	<input type="checkbox"/> オス耳先カットのみ	(理由:)

【動物病院名】

【施術獣医師名】

【施術日】 年 月 日

不妊去勢手術に関する注意事項

□不妊去勢手術を依頼する猫は、以下のものに限りです。

- ・市内に生息する飼い主のいない猫
- ・多頭飼育問題が生じている飼い主の飼い猫

□あらかじめ動物病院に、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会（以下、協議会という。）の手術支援事業での手術である旨を伝え、来院日時を予約し、病院の指定する時間までに猫を連れて来院してください。また、術後のお迎え日時についても、病院の指示に従ってください。

□手術予定の猫が手術予定日に保護できなかった場合は、速やかに手術予定の動物病院に対しその旨連絡してください。

□ご相談された協力動物病院に手術の先約が入っている場合など、ご希望の日時で予約をとれないこともありますので、ご了承ください。また、近隣の協力動物病院にご相談することも併せてご検討ください。

□手術実施期限（表面記載）がありますので、期限を超過しないようご注意ください。

□猫は捕獲器等に入れた状態で動物病院に搬入してください。（※捕獲器等を布でくるんだ状態にすると猫が落ち着いて安全です。）

□「不妊去勢手術依頼書兼完了届」は必ず猫の搬入日当日に協力動物病院に提出してください。

□猫の健康状態その他の事情により施術できない場合があります。また、施術方法及び術前、術後の管理方法については各動物病院に一任して頂きます。

□不妊去勢手術を行なった猫に対しては、手術済みであることを識別するための耳先カットを施します。

□施術動物病院及び協議会は、本事業の手術等により猫が死亡したり後遺症が発生したりする等の不測の事態が生じた場合にも、一切の責任を負う事はできません。

□不妊去勢手術及び耳先カット以外の施術、治療・検査等をご希望の場合は別途有料になります。詳しくは各動物病院にお問い合わせください。